## 議案第57号

三朝町印鑑条例の一部改正について

次のとおり三朝町印鑑条例の一部を改正することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成16年6月11日

三朝町長 吉 田 秀 光

# 平成16年6月17日原案可決 三朝町議会議長 藤井 享

## 三朝町条例第 号

三朝町印鑑条例の一部を改正する条例

三朝町印鑑条例(昭和50年三朝町条例第29号)の一部を次のように改正する。 次の表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項(以下「移動後項」という。) に対応する同表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項が存在しない場合に は、当該移動後項(以下「追加項」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加項を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後 改 正 前

### 第1条~第3条 略

(登録の実施)

#### 第4条 略

2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の 事実について登録申請者に文書により照会し、期限を指定して、その回答 書及び規則で定める書面を自ら持参させることによって行うものとする。 ただし、登録申請者が病気その他やむを得ない理由により回答書を自ら持参することができないときは、その回答書に委任の旨を証する書類及び規則で定める書面を添えて代理人に持

#### 第1条~第3条 略

(登録の実施)

#### 第4条 略

2 前項の確認は、印鑑の登録の申請の 事実について登録申請者に文書により照会し、期限を指定して回答書を自 ら持参させることによって行うもの とする。ただし、登録申請者が病気そ の他やむを得ない理由により回答書 を自ら持参することができないとき は、委任の旨を証する書類を添えて代 理人に持参させることによって行う ことができる。 参させることによって行うことができる。

を確正することについて、地方自治法(昭和2

- 4 町長は、登録申請者が自ら出頭して 印鑑の登録の申請をした場合におい て、規則で定める書面の提示によっ て、当該登録申請者が本人であるこ と、及び当該申請が本人の意思に基づ くものであると認定したときは、第2 項の規定による文書の照会を省略す ることができる。
- 5 略
- 6 第1項及び第2項の確認は、必要に 応じて適宜、口頭による質問を行う等 により補足するものとする。

第5条以下 略

4 町長は、登録申請者が自ら出頭して 印鑑の登録の申請をした場合におい て、規則で定める書面の提示によっ て、当該登録申請者が本人であるこ と、及び当該申請が本人の意思に基づ くものであると認定したときは、<u>前項</u> の規定による文書の照会を省略する ことができる。

5 略

に対応する同義の改正前の橋中項の表示は下線が引かれた項が存在しない場合に

第5条以下 略

第1条一第3条 略 (登録の実施) 第4条 略 第4条 略 第4条 略 2 前項の離認は、印鑑の登録の申請の 事実について登録申請者に文書により照金し、期限を指定して回答金を自ら持巻させることによって行うもの とする。 たどし、登録申請者が病気そら他やを得ない理由により回答書を自ら持参することができないとき は、委任の旨を証する書類を強えて代

が東の磁制は、印鑑の登録の申請の 事実について登録申請者に文書によ り照会し、解限を指定して<u>その回答</u> を及び規則で定める書面を自ら持念 させることによって行うものとせる。

ただし、登録申請者が病気その他やむ を得ない理由により回答書を自ら持 参することができないときは、その回 ※表に多れる日本がよるない。

別で定める意面を据えて代理人に特